

牛久市生活応援商品券 実施要綱要約書

1. 商品券 発行・配布等

- (1) 牛久市生活応援商品券は、全牛久市民
人口：約84,000人
世帯数：約39,500世帯の世帯主宛に世帯人数分を3月末までに配布する。
- (2) 牛久市生活応援商品券は、一人当たり
500円券×4枚、1,000円券×3枚の1冊7枚綴りの
5,000円分とする。

2. 商品券の使用範囲等

- (1) 商品券 7枚綴りのうち、
500円券×4枚、1,000円券×1枚は中小事業所のみ使用可とし、
残り1,000円券×2枚については大型店（店舗面積1,000㎡以上）
でも使用出来る共通商品券とする。
- (2) 商品券の使用期間は、
2026年 4月1日から、2026年 9月30日まで
- (3) 商品券の利用につき銭は出さない。

3. 取扱店事業者の登録等

- (1) 取扱店事業者は、原則市内に事業所の住所を有した牛久市商工会員とする。
- (2) 取扱事業者は申込書に必要事項を記入のうえ商工会に提出する。
- (3) 商工会は一定の審査を行い、取扱店事業者の登録をおこなう。

4. 使用済み商品券の換金

- (1) 取扱店事業者は次のとおり使用済み商品券の換金をする。
- (2) 商品券を受取った場合は、再流通を防止するため、券面の一部を破線にした
がって切り取るとともに、券裏面の指定欄に取扱事業者名が判別できる印を押印
する。
- (3) 上記の処理を行った使用済み商品券は、**原則毎月10日、20日、末日に牛久市
商工会館2階の特設換金受付窓口に換金申込書を添えて持参する。**
ただし、受付日が商工会の休業日の場合は、その翌営業日を受付日とする。
- (4) 取扱店への支払方法は常陽BKネットバンキングによる支払いとする。支払日は、
上記受付日の3営業日後に振込むものとする。
- (5) 具体的な日程は別紙3「換金予定表」のとおりとする。

5. 賦課金及び手数料

~~（1）取扱店事業者は換金の時、手数料としてその金額の2%を負担する。~~

~~※2%の換金手数料（負担金）は、課税取引に該当しないため、当会からはインボイスの発行はしません。~~

~~※2%の換金手数料（負担金）は、売上の値引きとして対応してください。~~

6. 取扱店事業者の取消し

（1）取扱店事業者が、本要綱に違反する行為を行った場合、商工会長は当該取扱店事業者の登録を取消すことができるとともに、損害が生じた場合は賠償金額を請求できるものとする。

7. 取扱い禁止事項

「消費喚起を促す」という制度に沿わない次の事項の取扱を禁止します

- （1）国や地方公共団体等への支払い(税金等の支払い)
- （2）有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、収入印紙、官製はがき、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- （3）現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネーへの換金(チャージ等)
- （4）土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料等、不動産にかかる支払い
- （5）風営等の規制に規定する性風俗関連特殊営業
- （6）その他牛久市、牛久市商工会が不相当と認めるもの

注：換金の支払いは「振込のみ」となり、次の振込手数料が別途かかります。

振込手数料一覧

振込額	常陽銀行牛久支店	常陽銀行本支店	他の金融機関
一律	0円	275円	495円